

はじめに

- ・本市は、これまで住所地による通学区域を設定し、これに基づき学校を指定するとともに、昭和 43 年より、現在まで一定の基準に基づく指定外就学を認めるとともに、越境入学・通学という不適正な就学の解消に向けて取り組んできている。
- ・一方、国の規制緩和の流れの中で、平成 15 年に学校教育法施行規則が改正され、あらかじめ保護者の意見を聴いて、それを踏まえて就学すべき学校を指定できる、いわゆる学校選択制が規定されたが、本市では、現在まで、通学区域に基づき、就学すべき学校を指定してきている。平成 20 年度に、卒業前の転居による指定外就学の期間を最長 2 年間に変更するなど、指定外就学の許可基準の見直しを行ったものの、これまで本市としての就学制度全般について、本格的に検討を行ってこなかった。
- ・市長就任後、市長は「子どもや保護者に学校を選ぶ権利（自由）を与えるべきであり、制度の当事者である保護者を中心として広く区民の意見を聴いて、判断するべきである。」と問題提起をしたことから、教育委員会では、3 月より区長と連携して、保護者を含む区民に対し学校選択制の制度内容を説明し、学校選択制に関する意見を聴いてきたところである。
- ・各区の区民からは、「現在の通学区域制度に関しては、校区の学校よりも通学距離が近い」、又は「通学上、より安全な場合でも、校区外の学校に就学できない」等の課題があるという意見が出た。また、障がいのある児童生徒の保護者の一部からは、「特別支援学級の教育活動の内容で選択させてほしい」という声があること、「全員が決められた学校に通うのではなく、保護者が自分の子どもの可能性を伸ばしてくれる教育を選択できることは、良いことである」という意見など、子どもの就学に際して、保護者が関われない現行の制度に対して疑問を呈する声も寄せられている。
- ・一方で、学校と地域が連携して取り組んできている「はぐくみネット事業」や「学校元気アップ地域本部事業」、子どもの登下校の見守り活動等で、築いてきた学校と地域との関係は、大切にすべきであるという意見も多く寄せられている。
- ・熟議では、子どもの最善の利益を図るため、どうすれば、子ども・保護者をはじめとした市民の意向に応えることができるのか、また併せて本市の学校教育を活性化していく観点からも本市の実情に即した改善が図れるよう学校選択制を含む就学制度全般について議論を行ってきた。

- またこの間、大阪市会での学校選択制に関する様々な議論を経て、就学する学校の指定の手続きについては、複数の選択肢を比較して検討できる方が望ましいことから、また、保護者や地域住民の意向をより多く汲み取るためにも、学校選択制の他に、基準を満たした場合に校区外の学校に就学できる、指定外就学も含めて、必要な事項を規則で定め、公表するものとする学校活性化条例案が7月27日に大阪市会で可決され、同月30日に公布されたところである。
- このような状況を踏まえて、熟議においては、学校選択制や指定外就学の基準の拡大等について議論を行い、それぞれの制度内容やメリット及び課題について整理を行った。

1 就学制度について

就学校の指定に関する制度とその根拠法令、学校選択制を含む通学区域の弾力化に関する国の動きについては、次のとおりである。

(1) 就学校指定

- ・小中学校の就学制度については、学校教育法施行令第5条第2項において、「市町村教育委員会は、その設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校又は中学校を指定すること」とされている。
- ・その際、通常、市町村教育委員会は、学校の指定が恣意的に行われたり、いたずらに不公平感を与えたりすることのないよう、あらかじめ、地域の実情や地理的条件を踏まえて、各学校に「通学区域」を設定し、これに基づいて、就学すべき学校を指定している。

(2) 指定校変更

- ・市町村教育委員会から指定された就学校が、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合は、学校教育法施行令第8条において、保護者の申し立てにより、市町村教育委員会が相当と認める時には、市町村内の他の学校に変更することができることとされている。
- ・学校教育法施行規則第32条において、市町村教育委員会は、就学校を指定する就学通知において、この保護者の申立ができる旨を示すこととなっており、また第33条において、市町村教育委員会は、就学校を変更することができる場合の要件及び手続きに関し、必要な事項を定め、公表することとなっている。
- ・本市だけでなく、全国の市町村で、この制度を設けて運用されている。

(3) 学校選択制

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる(学校教育法施行規則第32条第1項)とし、この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が、就学校を指定する場合を、いわゆる学校選択制と言っている。

(4) 国の規制緩和の動き(通学区域の弾力化、学校選択制)

- ・昭和59年9月、臨時教育審議会が審議を開始し、いわゆる「教育の自由化」論争が始まる。
- ・昭和62年5月、文部省は、同年4月の臨時教育審議会「教育改革に関する第三次答申」を受け、教育委員会への通知において、「現行の通学区域制度は、義務教育について、その適正な規模の学校と教育内容を保障し、

これによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図るという趣旨から行われてきた制度であるが、今次答申において、現行の市町村教育委員会の学校指定の権限は維持しつつ、地域の実情に即し、可能な限り、子どもに適した教育を受けさせたいという保護者の希望を生かすために、当面、具体的には調整区域の設定の拡大、学校指定の変更・区域外就学の一層の弾力的運用、親の意向の事前聴取・不服申し立ての仕組みの整備など多様な方法を工夫することが提言されていることに鑑み、この際、各市町村教育委員会においては、就学すべき学校の指定に係る市町村教育委員会の権限と責任に基づき、地域の実情に即してこの制度の運用について検討する必要があること」と述べている。

- ・文部科学省では、平成8年12月の行政改革委員会からの学校選択の弾力化の提言(「市町村教育委員会に対して、学校選択制の弾力化の趣旨を徹底し、保護者の意向に対する十分な配慮、選択機会の重要性の周知を図ることにより、市町村教育委員会が本来の機能を発揮し、学校選択の弾力化に向けて多様な工夫を行うよう指導すべきである。」)を踏まえ、平成9年1月に「通学区域制度の弾力的運用について」を、都道府県教育委員会を通じ、全国の市町村教育委員会に通知し、教育上の影響等に留意しつつ、その弾力的運用を促した。

【平成9年1月の文部科学省の通知のポイント】

- ①地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと。
 - ②就学校の変更や区域外就学を認める理由として、従来理由に加え、児童生徒等の具体的事情に即して相当と認めるときは、保護者の申し立てにより認めることができること。
 - ③通学区域制度の仕組みについて、広く周知すること及び就学相談の体制の充実を図ること
- ・平成10年度に三重県紀宝町が初めて学校選択制を導入し、平成12年度に品川区の小学校で導入されて以降、東京都区部をはじめとして、小中学校の学校選択制が導入され、平成18年時点で、全国の約14%の自治体で学校選択制が導入されている。
 - ・平成13年12月に総合規制改革会議から出された「規制改革の推進に関する第1次答申」において、「保護者や児童生徒の希望に基づく就学校の選択を適切に促進する観点から、各市町村教育委員会の判断により学校選択制を導入できることや、導入した市町村にあっては、その手続きを明確にするとともに、就学校の変更要件や手続き等について明確にすべき。」との提言がなされた。
 - ・平成15年3月31日、学校教育法施行規則が一部改正され、市町村教育委員会が就学すべき小学校又は中学校を指定するに当たって、あらかじめ保

護者の意見を聴取することができることを明確化し、その場合、意見の聴取の手続きに関し、必要な事項を市町村教育委員会が定め、公表するものとした。

- 平成 17 年 6 月、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」が出され、「学校選択制について、地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図る。」と閣議決定され、同年 12 月、規制改革・民間開放推進会議が「規制改革・民間開放の推進に関する第 2 次答申」をとりまとめ、この答申のうち「具体的施策」について、尊重する旨の閣議決定がなされた。具体的には、市町村教育委員会に対して、学校選択制の導入の是非について、児童生徒や保護者を含む地域住民の意向を踏まえた検討を行うよう求めるとしている。
- また、保護者が就学する学校の変更申し立てができる現行制度について、就学を指定する通知に、変更の申し立てができる旨を示すように、学校教育法施行規則で規定され、就学する学校の変更が相当と認められる具体的な場合を、予め明確にして公表することとされた。いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等、国としても例示し、市町村教育委員会に検討を求めた。
- 平成 21 年 3 月、規制改革会議が「規制改革推進のための 3 年計画（再改定）」をとりまとめ、その計画の中で、学校選択制の普及促進を掲げ、「学校選択制については、地域の実情に応じた普及を図る。」としている。

2 他の自治体の学校選択制、指定校変更の実施状況

(1) 学校選択制の実施状況

① 実施自治体の状況

a 全国の状況

文部科学省が、平成18年5月1日現在、全国の自治体を対象に行った調査において、学校選択制を導入している自治体は、次のとおりである。

- ・小学校 240自治体 (14.2%)
- ・中学校 185自治体 (13.9%)

選択制の形態については、特定地域選択制が最も多い。

*なお、平成18年以降、文部科学省は、全国調査を行っていないため、上記が、学校選択制を実施している自治体数の直近のデータである。

b 政令指定都市の状況

都市名	小学校	中学校
浜松市	その他(中学校区内の小 学校から選択)	隣接区域
岡山市	隣接区域	隣接区域
広島市	導入していない	ブロック制+隣接区域

- ・札幌市、仙台市、さいたま市、新潟市は、特定地域選択制を実施。
- ・札幌市、横浜市、浜松市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市は、特認校制を実施。

c 東京都23区の状況

小学校	中学校	計
導入していない	導入していない	4区
導入していない	自由選択制	4区
隣接区域	隣接区域	3区
隣接区域	自由選択制	4区
ブロック制	自由選択制	1区
自由選択制	自由選択制	6区(*)
特認校	自由選択制	1区
		23区

*徒歩通学可能な範囲に限る区(2区)を含む。

江東区：小学1年生が原則徒歩で、30分以内(概ね2km程度)に通学できる範囲の小学校に限る。

江戸川区：自宅から1.2kmの範囲内の小学校に限る。

d 文部科学省アンケート調査（平成 20 年度）について

- ・文部科学省は、各都道府県が抽出した市区町村教育委員会（*）と、すべての政令指定都市教育委員会を対象に、平成 20 年 4 月 1 日現在の状況についてアンケートを実施した。

* 学校選択制を導入している・導入していない市区町村から、それぞれ 3 市区町村程度を、各都道府県が抽出。

（資料 1 「学校選択制の状況について[文部科学省調査（平成 20 年度）]」

- ・学校選択制を導入している自治体に、導入による成果について、複数回答ありで尋ねているが、回答自治体数 128 自治体のうち、約 3 分の 1 にあたる約 40 の自治体が、「保護者への学校教育への関心が高まった」、「子どもが自分の個性にあった学校で学ぶことができるようになった」、「選択を通じて、特色ある学校づくりが推進できた」を挙げている。
- ・また、学校選択制を導入している自治体に、学校選択制の課題について複数回答ありで尋ねているが、回答自治体数 128 自治体のうち、50 の自治体が「課題は、特にない」と答えている。課題としてあげている項目は、その他が 49 自治体と最も多く、学校の受け入れ体制や学校の選択行動等を課題としてあげている。次に「通学距離が長くなり、安全の確保が難しくなった」を 15 の自治体が、「学校と地域の連携が希薄になった」を 8 自治体が挙げている。
- ・学校選択制を導入していない自治体に対して、未導入の理由を複数回答ありで尋ねているが、回答自治体数 151 自治体のうち、最も多いのが「学校と地域の連携が希薄になる恐れがある」で 106 自治体、「入学者が減少し、適正な学校規模が維持できない学校が生じる恐れがある」が 82 自治体、「通学距離が長くなり、安全の確保が難しくなる」が 81 自治体、「学校間の序列化や学校間格差が生じる」が 63 自治体である。学校選択制を導入していない政令指定都市の未導入の理由も同様である。

② 制度の見直しや変更を行った自治体の事例

a 前橋市

- ・学校選択制については、平成 16 年度～22 年度、小中学校とも市内全域で自由選択制（小学校 4 k m、中学校 6 k m の範囲内）を実施したが、平成 20 年度、学校選択制検討協議会で見直しの検討を行い、平成 23 年度より廃止した。
- ・廃止した主な理由は、居住地の子ども会や自治会、地域の健全育成

団体等の行事に参加する状況が少ない等、学校と地域の関係の希薄化や児童生徒数が大きく減少した学校が生じたことである。

- 平成 23 年度廃止に伴い、指定校の変更制度を見直し、次のような通学距離に関する条件を追加した。

自宅から指定校までの直線距離が、小学校は 1.5 k m を超え、中学校は、2 k m を超え、かつ希望する学校までの直線距離が指定校までの直線距離の 2 分の 1 以下の場合、希望する学校に通学することができる。また、経過措置として、きょうだい関係及び中学校入学について配慮することとした。

b 長崎市

- 学校選択制については、平成 17 年度～23 年度、小中学校とも隣接区域選択制で実施。
- 平成 20 年 8 月、通学区域審議会より、学校選択制の検証について、「児童生徒及びその保護者の 8 割が、学校選択制を支持していること」などから、児童生徒数の変動、学校と地域の関係など「課題の解決を含む改善を行いつつ、学校選択制を継続する」という答申を受け、抽選の実施など課題解決に向けた対応を行った。また、児童生徒数の変動が比較的大きい学校へのアンケートによる実態調査等を行い、平成 22 年 2 月、学校選択制見直しの方針を策定した。
- 学校の立地条件等による学校間の児童生徒数の偏りなどが生じたため、平成 24 年度より廃止し、原則、通学区域の学校に就学することとした。
- 廃止に伴い、指定校の変更の許可事項に次の事項を追加した。
(a) 通学距離が指定学校よりも近い学校を希望する場合で、通学に支障がない場合、(b) 希望する部活動が指定中学校にはなく、隣接する中学校にある場合で、児童の活動実績や強い活動意思を小学校長からの意見書により確認できる場合

c 東京都杉並区

- 平成 14 年度より、小学校及び中学校新 1 年生を対象に「杉並区学校希望制度」（隣接区域選択制）を実施した。
- 制度実施から 10 年を経過した時点を捉えて、杉並区学校希望制度検討会を設置し、学校関係者（校長、P T A 会長、学校支援本部等）アンケート、保護者アンケートを実施する等、改めて制度を検証し、あり方を検討した。学校希望制度のあり方について、学校関係者アンケートによると「廃止」と「見直し」を合わせると約 73%であり、

必要な見直しを図っていく必要があるとした。

- この間、特色ある学校づくりの取組をはじめ、学校支援本部や地域運営学校の活動などを通して、保護者や地域住民が協力して教育を進める活動が定着した。これにより学校を共に支える確かな基盤が整い、制度目的であった「開かれた学校づくり」は、基本的に達成できたものとしている。
- 平成 28 年度（2016 年度）に学校選択制を廃止する方針案を策定し、パブリックコメントを実施し、見直しの方針を決定した。
- 新たに児童の希望を尊重する仕組み（指定校変更の認定及び承諾事由に「学校の特色ある教育活動等に参加を志望する場合」）を設け、学校選択制は、3 年間の経過措置を経て、段階的に廃止するとしている。
- 見直しにあたっての重点事項として、①地域と学校のつながりを重視する、②児童生徒の学習面、生活面から望ましい教育環境の整備と通学時の安全性の確保を図る、③児童自らが学び、考え、判断する意思を尊重するとした。今後の方向性として、魅力ある教育活動をさらに進めていくために、児童の意思を尊重する新たな「学校希望制度」を構築していくことが必要であるとしている。

d 制度を変更した自治体

- 東京都江東区は、平成 14 年度より、板橋区は、平成 16 年度より、ともに小学校について、区内のどの学校でも選択できる自由選択制を採用していたが、学校と地域の関係の希薄化、児童の遠距離通学等が課題となり、江東区は、平成 21 年度より小学 1 年生が徒歩で通学できる範囲（小学 1 年生が徒歩で 30 分かけて通学できる範囲：自宅から概ね 2 k m 以内）に変更し、板橋区は、平成 24 年度より通学区域の境を接している学校から選択できる、隣接区域選択制に変更を行った。
- 新宿区は、平成 23 年度に通学区域、学校選択制等についての基本的なあり方を検討し、平成 24 年 3 月に基本方針を作成した。現在の通学区域に課題はあるものの、これまで培ってきた地域とのつながりを大切にすべきであり、できるだけ現行の通学区域を維持することを基本とする。ただし、普通教室不足が懸念され、改修等によっても、その確保が困難な場合は、早急に通学区域の改正を検討するとしている。
学校選択制については、制度が定着していることから、通学区域制度を原則とした上で、制度を維持する。ただし、小学校については、

学校の適正規模を維持する観点から、選択できない学校を指定する。
また、抽選時の兄弟姉妹優先の取り扱いを廃止としている。

- ・江戸川区など、学校選択制を実施している自治体も一定期間経過後には、制度の検証を行い、受け入れ制限校を設けるなど制度の変更を行っている。
- ・これらの他都市事例を参照し、本市の学校選択制の制度内容や課題への対応について、検討する必要がある。

(2) 指定校変更制度の実施状況

①全国の状況

文部科学省は、平成 21 年度入学時及び平成 20 年度学年途中における保護者の申し立てによる児童生徒の就学校の変更の対応状況について調査を行っており、その結果は、次のとおりである。

(資料 2 「小中学校における就学校の変更の状況について」)

- ・平成 21 年 11 月 1 日現在、小学校又は中学校を 2 校以上設置している市区町村等を対象。

	調査対象市区町村等数	市区町村等数総数
小学校	1, 6 2 1	1, 8 0 5
中学校	1, 2 8 4	1, 8 2 2

【小学校入学時に変更を認めた事例がある自治体数及び変更件数】

1,060 自治体、34,778 件

- ・通学距離など通学の利便性を理由とする場合が最も多く、553 自治体、いじめ等への対応を理由とする場合 150 自治体。

【小学校の学年途中に変更を認めた事例がある自治体数及び変更件数】

1,179 自治体、96,214 件

- ・通学距離など通学の利便性を理由とする場合が最も多く、537 自治体、いじめ等への対応を理由とする場合は、407 自治体。

【中学校入学時に変更を認めた事例がある自治体数及び変更件数】

866 自治体、25,091 件

- ・通学距離など通学の利便性を理由とする場合が最も多く、374 自治体
部活動等学校独自の活動を理由とする場合は、367 自治体、いじめ等への対応を理由とする場合は、335 自治体。

【中学校の学年途中に変更を認めた事例がある自治体数及び変更件数】

974 自治体、40,261 件

- ・いじめ等への対応など教育上の配慮が必要な場合であることを理由とする場合が最も多く、471自治体。通学の利便性など地理的理由による場合は、324自治体、部活動等学校独自の活動を理由とする場合は、312自治体。

②政令指定都市の状況

- ・本市の指定外就学の許可基準は、学年途中の転居で、学年末までの間、引き続き従前の学校への就学を希望するとき、小学校の児童で保護者の就労等により留守家庭児童となる場合やいじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている場合などの基準を設けている（資料3 「大阪市立小学校及び中学校における指定外・区域外就学の許可基準」）が、堺市を除く他の政令市と比べて、認められる基準の項目が少なく、限定されている。他の一部の政令市では、本市にはない通学の距離や安全、部活動等を理由とした指定校変更の基準を設けて運用している。

（資料4 「各政令指定都市の指定校変更許可基準について」）

- a 通学の利便性など地理的理由
 - ・通学の距離、安全面について基準を設けている自治体。
 - 仙台市、横浜市、川崎市、名古屋市、神戸市
 - 自宅から指定校までの距離が、例えば小学校2km、中学校3km以上など、遠距離通学に対する配慮
 - ・通学距離や安全、自治会活動等を考慮し、特定の区域を定めて、指定校の変更を認めている自治体。
 - さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市

- b 部活動による理由
 - ・新入学時には、小学校での特定のスポーツ、文化活動の実績、転入学時には、前の中学校で継続して取り組んできた実績を要件とし、最も近い中学校あるいは隣接する中学校と範囲を限定している。
 - 仙台市、横浜市、新潟市

- c 通学区域外に就学した兄弟と同じ学校に通学したい場合（きょうだい関係）
 - 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、神戸市、北九州市、福岡市、熊本市

- d 通学区域外の小学校に就学した児童が、その小学校の進学中学校に就学したい場合
札幌市、仙台市、さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市

③ 東京都 23 区の状況

東京都区部においては、本市の基準にない通学の距離や安全、部活動等を理由とした指定校変更の基準を設けて運用している。

(資料5 「東京都区部の指定校変更の許可基準について」)

- a 通学の利便性など地理的理由
千代田区、新宿区、墨田区、品川区、大田区*、世田谷区*、中野区*、杉並区、豊島区、北区*、荒川区、練馬区、足立区、江戸川区
*大田区、世田谷区、中野区、北区は学校選択制を実施していない
・通学の距離、時間、安全に支障がある場合、自宅から指定校までの距離が遠い場合や距離的に最も近い学校を希望する場合などである。学校選択制を実施している区は、条件が厳しく、実施していない区の方が、条件が緩和されている傾向がある。
・また、調整区域を設けている区は、墨田区、江東区、目黒区。
- b 部活動による理由
港区、新宿区、世田谷区*、北区*、荒川区、練馬区
*世田谷区、北区は、学校選択制を実施していない。
・中学校の新生、転入生を対象に「指定校に希望する部がない等、部活動に特別な配慮を要する具体的な事由がある場合」としている。
・学校選択制を実施している区では、選択制の希望を優先しており、抽選実施校・学年への指定校変更は認めていない。新生の場合、学校選択の範囲内で、抽選実施校・学年を除き、受け入れ可能な学校に希望する部がある場合に認めている。
- c 通学区域外に就学した兄弟と同じ学校に通学したい場合（きょうだい関係）
千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、葛飾区、江戸川区
- d 通学区域外の小学校に就学した児童が、その小学校の進学中学校に就学したい場合

豊島区、葛飾区

- ・いずれの区も、転居等による場合は除き、学校の施設収容面での受け入れ可能な学校に限るとしている。収容面や学級編成上支障が生じる場合は、指定校の変更を認めない場合があるとしている。また、学校選択制を実施している場合は、抽選となった学校や学年には、指定校の変更はできないこととしている。

e 学校選択制を実施していない区

- ・学校選択制を実施していない4区（大田区、世田谷区、中野区、北区）は、通学の距離や安全、又一部の区では部活動等の基準があるなど、学校選択制を実施している区と比べて条件が緩和されており、利用者数も多い。
- ・就学通知による就学校の指定の後に、申請の受付期間を設け、学校ごとに受け入れ人数を定めて、申請者が受け入れ人数を超える場合は、抽選を行って決定しているなど、学校選択制と同様の仕組みを作っている区もある。

【学校選択制を実施していない区の指定校変更（通学の距離など地理的な理由、部活動等）の事例】

・中野区

「幹線道路・踏切を回避するなど、通学の安全確保に配慮する必要がある場合」、「通学距離が指定校より近い場合」

・太田区

「距離的に最も近い学校を希望する場合」

・世田谷区

「登下校の安全・安心の確保について、個別に懸念される理由により、指定校以外の学校を希望する場合」、「指定校に希望する部がないなど、部活動に特別に配慮を要する個別具体的な理由により、その部がある中学校を希望する場合」

・北区

「指定校への通学が、距離・時間・通学上の安全確保の観点から支障があると認められる場合」、「指定校に希望する部活動がない場合、また地域でのクラブ活動を継続するために指定校変更が必要な場合」

3 本市の就学校指定の現状について

(1) 本市の小学校、中学校の現状

- ・本市の平成 24 年度（平成 24 年 5 月 1 日現在、速報値）の小中学校の学校数、学級数は、小学校は 299 校、4,565 学級、中学校は 130 校、1,914 学級、児童生徒数は、小学校が 115,869 人、中学校は、56,720 人である。

（平成 24 年 5 月 1 日現在：速報値）

	学校数(校)	学級数 (学級)	児童生徒数(人)
小学校	299	4,565	115,869
中学校	130	1,914	56,720

- ・児童生徒数は、昭和 54 年当時と比べて半分以下に減少している。小学校の学校規模は小規模化しており、全学年単学級や 7～11 学級の小学校が増加し、全体の約 3 分の 1 を占めている。

（資料 6 「小学校の学級数の推移」）

（資料 7 「小学校の児童数と小学校数の推移」）

- ・市立小学校卒業生(平成 24 年 3 月)の国立・私立中学校への進学者数、進学率は、小学校卒業生数 20,563 人のうち、国立中学校への進学者 63 人、私立中学校への進学者は 1,745 人で、国立・私立中学校への進学率は、9.2%である。

- ・また、平成 24 年 5 月現在、本市内居住の国立小学校へ就学する児童は、1,066 人 (0.8%)、私立小学校へ就学する児童は、3,104 人 (2.6%)、市立小学校に就学する児童は、115,869 人である。

- ・平成 24 年 5 月現在、本市内居住の国立中学校へ就学する生徒は、469 人 (0.7%)、私立中学校へ就学する生徒は、6,988 人 (10.9%)、市立中学校に就学する生徒は、56,720 人である。

（平成 24 年 5 月現在）

	市立 (人)	国立 (人)	私立 (人)
小学校	115,869(96.6%)	1,066 (0.8%)	3,104 (2.6%)
中学校	56,720(88.4%)	469 (0.7%)	6,988 (10.9%)

- ・就学前の児童数は、平成 24 年 5 月 1 日現在、5 歳児が 20,314 人、4 歳児、20,825 人、3 歳児、20,968 人、2 歳児、21,334 人、1 歳児 22,229 人、0 歳児 22,926 人である。

(平成 24 年 5 月 1 日現在)

年齢	児童数	年齢	児童数
5歳	20,314人	2歳	21,334人
4歳	20,825人	1歳	22,229人
3歳	20,968人	0歳	22,926人

- ・本市では、昭和 54 年当時と比べると児童生徒数は半減しており、また、校舎整備については、校区内の児童生徒数に応じて必要な施設の整備を進めることになっていることから、校舎の建て替えについては、建て替え前と比べて施設規模を縮小する対応（減築対応）を行ってきた（*）。
*ただ、最近、市域の一部では、企業の工場等の跡に大型マンションが建設されたり、市内中心部の区域に、都市型のマンションの建設が続いているなど、住環境に関する状況の変化が見られる。
- ・本市の学校別教室数の状況については、小学校は、前に述べたような経緯から、全体的に教室数に余裕のある学校は少なく、平成 24 年 5 月時点の推計で約 4 分の 1 の小学校が、通学区域内の児童生徒だけで、数年後に教室不足になる可能性があり、収容対策が必要であると見込まれている。
- ・住之江区、東住吉区などの小学校には、比較的収容面で余裕のある小学校があるものの、特に北区、中央区、天王寺区、西区といった市内の中心部では、通学区域内に大型マンションの建設が予定されるなどで、収容対策が必要と見込まれる学校も多い。
- ・小中学校の通学区域を単位として、学校と地域が連携した事業として、「はぐくみネット」事業、「学校元気アップ地域本部」事業に取り組んでいる。
- ・はぐくみネット事業は、平成 14 年度より開始し、現在、市内 297 の全小学校区に設置されている。平成 19 年度からは、地域における連携を一層進めるために、事業運営を区役所に移管し、教育委員会と区役所が連携しながら効果的な事業推進に努めている。
- ・事業の柱として、①学校と地域をつなぐ観点で学校教育を支援する、②地域における教育コミュニティづくりに取り組む、③学校や地域の情報を収集し、情報誌などで広く地域住民に発信する、がある。
- ・学校教育支援については、平成 22 年度実績で約 6 万人（1 校区平均約 200 人）の学校支援ボランティアが、はぐくみネットの一環で活動している。具体的な取組として、例えば登下校時の見守り活動は、99%の協議会で実施されており、学校図書館の開放支援や読み聞かせ等の活動は、88%、授業へのゲストティーチャーの導入支援は、87%の協議会で行われている。
- ・今後も、学校を核としながら、地域の方々や団体をつないで、地域で子ども

- もを守り、育む取組を進め、小学校区における教育コミュニティづくりの推進に努めていく。
- ・特に小学校は、学校と地域との結びつきが強く、防犯だけでなく、地域の高齢者の方との交流、昔の遊びや生活などの体験、地域のフェスティバル等でも連携を行っている。
 - ・中学校区を単位として、学力向上や生活習慣など学校の様々な課題に対応するため、学校・家庭・地域の連携の下、地域の教育力を活かした学校支援体制を構築する「学校元気アップ地域本部」事業に取り組んでいる。
 - ・事業内容としては、各学校の課題に応じて、学習習慣の定着や基本的な生活習慣の確立を支援するため、放課後等の学習支援活動、学校図書館の活性化等を進めるとともに、部活動支援や環境整備等への支援に取り組んでいる。
 - ・平成 21 年度に 8 中学校区で試行実施し、22 年度に 24 校区、23 年度から 76 校区で実施しており、25 年度には全 127 校での実施をめざしている。
 - ・さらに学校施設は、地域コミュニティの核となる施設であり、地域交流の場であり、避難所等、地域防災の拠点となっている。

(2) 就学する学校の指定制度

- ① 就学校の指定と指定外就学（本市の指定校変更制度を、本市では「指定外就学」と言う。以下「指定外就学」）
- ・本市では、あらかじめ住所地による通学区域を設定し、これに基づき学校を指定している。就学事務は、「教育委員会の事務の委任に関する規則」により、区長に委任している。
 - ・本市における学校指定の変更（「指定外就学」）について、許可基準を定め、教育上真にやむを得ず、希望する学校への登下校の安全に支障がないと認められる場合に限り、認めている。
 - ・現在の許可基準としては、学年途中の転居で、学年末までの間、引き続き従前の学校への就学を希望するとき、小学校の児童で保護者の就労等により留守家庭児童となり、保護者不在時に本人の在宅が困難な場合で、保護者の勤務地の通学区域の小学校又は保護者に代わる親族の住所地の通学区域の小学校へ就学を希望するとき、学校長と教育委員会が協議をして認めるものとして、いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒の転校について、であり、厳格に運用している。
 - ・指定外・区域外就学の許可件数については、平成 24 年 6 月 1 日現在、小学校は、752 件で、0.63%、中学校は、373 件で 0.66%であり、1%にも満たない状況である。他の政令指定都市の指定校変更制度の利用率

は、市によってばらつきがあるが、少ない市は、本市と概ね同程度の利用率であり、多い市では、概ね5~6%程度であると聞いている。

(資料8 「指定外・区域外就学者数(小学校)」、「指定外・区域外就学者数(中学校)」)

② 本市の通学区域の現状

- ・通学区域は、学校の長い沿革や地域住民の意思感情といった要素を土台として形成されている。特に小学校については、地域の自治組織の区域と概ね一致している所が多い。
- ・通学区域の設定・変更については、「大阪市教育委員会の事務の委任等に関する規則」により区長に委任している。

(資料9 「教育委員会の事務の委任等に関する規則」)

- ・学校が必ずしも通学区域の真ん中に位置していないこと等から、必ずしも通学区域の学校が、通学距離が近くて安全であるとは限らない場合がある。
- ・北区、中央区には、数度の統合を行った小学校があり、その通学区域は広く、小学校の通学距離が2kmを越える地域が存在する。また此花区、住之江区の臨海部にも広い通学区域がある一方、通学区域の面積が狭く、隣接する小中学校が近距離にある地域もある。
- ・2つの行政区に跨っている通学区域がある。また、通学距離や収容対策等の理由により、保護者の申請により指定校以外の調整校にも就学できる、調整区域が特例措置として設けられている。

(資料10 「区をまたがる通学区域一覧(平成24年4月現在)」)

- ・1つの小学校区から2中学校に進学する区域や所在地が別の通学区域にある中学校が存在するなど、学校と通学区域の関係が変則になっている地域がある。**(資料11 「進学中学校が2校ある小学校一覧」)**

③ 調整区域

- ・本市では、学校の統廃合や、過大校解消のための分離新設、区画整理などの場合に、地域の意見を調整したうえで、「調整区域」を設けている。これは、一部の地域に住む児童生徒について、通学区域の学校を指定校とするが、調整校として他の学校を予め定め、保護者の申請(希望)により、調整校に行くこともできるとしている地域である。現在、調整区域は、11地域(8区)で設定されている。

(資料12 「調整区域一覧(平成24年4月現在)」)

- ・「小学校及び中学校の通学区域の設定並びに変更に関する方針」において、「暫定調整は、出来る限り通学区域の変更を前提に行うこと」と

規定されており、調整区域は、あくまで限定的なもので、特例的な措置としている。調整区域の設定についても、区長が地域の意見を調整して、教育委員会と協議の上、決定している。

(資料 13「小学校及び中学校の通学区域の設定並びに変更に関する方針」)

(3) 現在までの経緯

- ・本市は、住所地による通学区域を設定し、これまでこの通学区域に基づいて学校を指定してきている。
- ・いわゆる越境入学・通学とは、実際の居住地（生活の本拠地）以外の地を住所地として虚偽の住民票の登録を行い、本来就学すべき学校以外の学校へ就学すること、すなわち不正な住民登録に基づく就学の形態である。
- ・昭和 20 年代半ば以降、このような不正な居住区域外の就学、いわゆる越境入学の児童生徒数が増加し、昭和 30 年代半ばには、越境入学・通学の事例が後を絶たず、学校管理の適正が難しいとのことから啓発活動や、適正校区への転校を促すなど、P T Aなどの協力を得て、越境入学防止の取組を行った。しかしながら昭和 43 年当時の就学実態は、小中学校の越境通学者は約 10%と、児童生徒 10 人につき 1 人が越境通学をしている状況であった。
- ・この状況は、教育の機会均等や人間尊重の精神といった教育本来の目標をゆがめ、また、地域の人たちとの交流が図れないという生活指導面の課題を生じさせているなど、子どもたちの教育環境にとって、決して好ましい状況ではなかったことから、昭和 43 年に越境入学防止対策基本方針を制定した。この時に、併せて指定校以外の学校に就学する指定外就学について、基準の整理がなされた。
- ・その後、この方針に基づいて、越境入学防止の啓発ビラを全保護者に配布するなど、様々な取組を行った結果、昭和 50 年には越境通学の状況 0.03%まで大幅に改善し、現在（平成 23 年 8 月 15 日時点）では、越境通学者は、小学校 0.02%、中学校 0.01%という状況になっており、現在も、越境入学・通学という不適正な就学の解消に向けて取り組んでいる。
- ・前述の国の規制緩和の流れの下で、通学区域の弾力化が促され、平成 15 年に学校教育法施行規則が改正され、学校選択制が規定されたが、平成 20 年度に、卒業前の転居は、最長 2 年間の指定外就学を認めるなど、指定外就学の許可基準の一部見直しを行ったものの、これまで本市として、就学制度全般について、本格的な検討を行ってこなかった。

4 各区の区民の意見集約について

(1) 各区の学校教育フォーラムやアンケート結果（平成24年8月末時点）

- ・市長就任後、3月より各区長は、学校教育フォーラム等を開催し、学校選択制の他都市の事例を紹介し、区民の意見を聴いている。5月末には、24区でフォーラムを実施し、以降、当事者である保護者を中心にアンケートを実施したり、小学校区や中学校区単位で、区PTAと連携して、保護者との意見交換会等を実施するなど、現在も、様々な手法で、当該区に学校選択制を導入するのかどうかについて、各区で保護者を中心とした区民の意見を聴いているところである。
- ・現在、特に小学校は、「現行の就学制度のままでよいのではないか」という意見、「学校選択制には、学校と地域との関係や、特に小学生の登下校の安全確保、風評等による小中学校の選択、特定の小中学校に集中することなどによる児童生徒数の偏り等に課題があり、導入するべきではない」、あるいは、「導入は慎重に検討するべきである」という意見、障がいのある児童生徒の保護者からは、「身近な地域の学校で、地域の子どもたちと共に学び、成長することが必要だが、障がいを知っている身近な友達の多くが一緒になくなるかもしれない」ことを心配する意見、「公教育では、特色よりも、同じ質の教育が提供されることが必要である」という意見、さらに「通学の距離や安全などの理由があれば、指定外就学という制度により通学区域外の学校に就学を認めればよいのではないか」という意見などが出ている。
- ・一方で、「保護者が自分の子どもの可能性を伸ばしてくれる教育を選択できることは、良いことである」という意見、「すべての子どもたちの学習権が保障された上で、子どもや保護者が学校を選択することは、権利である」という意見、障がいのある児童生徒の保護者の一部からは、「特別支援学級の教育活動の内容で選択させてほしい」という意見、中学校では、「通学区域の学校に希望する部活動がない場合、その部活動のある通学区域外の学校に就学したい」という要望などがある。
- ・子どもや保護者の意向に一定応えることができるよう、現行就学制度の改善を図る必要があると考える。
- ・区民の意見集約にあたっては、就学制度の利用者である、今後、小中学校に就学する子どもの保護者の意見、特にいわゆるサイレントマジョリティ（*「物言わぬ多数の人々」）の意見をどのように汲み上げるかが重要である。

（資料14 「各区の学校教育フォーラムの開催状況一覧」）

（資料15 「学校教育フォーラム等のアンケート結果一覧」）

5 就学制度改善の考え方について

(1) 現行の就学制度のメリット及び問題点

① メリット

- ・学校と家庭、地域が連携した事業の取組が進められる。
- ・例えば、「学校の荒れ」や「いじめ」など、学校が抱える課題に対して保護者や地域の協力が得られやすい。
等が挙げられる。

② 問題点

- ・学校の通学区域内の位置関係によって、必ずしも通学区域の学校が距離が近くて安全であるとは限らない場合がある。また、北区、中央区には、数度の学校の統合により拡大した、広い通学区域がある。また一部ではあるが、一つの小学校の通学区域が2つの中学校の通学区域に分かれていたり、学校が、隣の学校の通学区域内に位置している場合があるなど、変則的な通学区域が幾つか存在する。
- ・現在、住所地により就学する学校を指定しており、事情がある場合、指定校以外の学校に就学できる、本市の指定外就学の基準が他の自治体と比べ、項目が限定されており、例えば、通学の距離が近い又は安全な場合等の理由で隣接する学校に就学することができない、通学区域の学校に活動したい部がない場合などの項目はなく、厳格に運用されており、子どもや保護者の意向に十分に応えられていない状況がある。

(2) 就学制度の改善に向けた観点

教育委員会事務局の運営方針において、すべての子どもに学力をはじめ社会で生きていく基礎を培い、たとえ困難な状況に置かれても夢と志を持って生き抜くための力を育むよう教育活動を総合的・効果的に推進していると述べており、本市の小中学校に就学する子どもの最善の利益を図るため、次の観点から、現行の就学制度の改善を図る必要があると考える。

- ・子どもや保護者の意向に応じていく。
- ・通学上の安全に配慮する他、障がいのある子ども、いじめ等その他家庭的な事情等により課題があり、特に教育的な配慮を要する子どもたちについて配慮する。
- ・学校教育の活性化を図る。
- ・学校にとって、地域は、重要な教育資源であり、学校、家庭、地域の連

携を大切にする。

- ・各区の実情に応じて、制度の変更により生じうる他の課題に対応しながら、改善の手法を選択できるようにする。

(3) 改善の手法

現行の就学制度の改善を図る手法としては、①学校選択制、②指定外就学の基準の拡大、③調整区域の設定が考えられる。

(4) 現在の通学区域制度についての考え方

- ・通学区域制度は、就学すべき学校を指定する為の制度であるが、法令上に根拠のあるものではない。
- ・熟議では、現在の通学区域制度について議論を行った。議論の概要は、次のとおりである。
- ・学校選択制を実施する場合、現在の通学区域を取り払って、できるだけ子どもや保護者の希望を聴く機会を広げ、選択の自由度を高める学校選択制を考えるのか、それとも東京都区部をはじめ他の自治体を実施しているように、通学区域を残して、それをベースとして、学校選択制を運用するのかは、保護者にとっても大きな問題であると考えられる。
- ・通学区域を取り払って、学校選択制等を実施した場合に想定されるメリット及び問題点については、次のとおりである。

【メリット】

- ・子どもや保護者の学校選択の自由度が増す。現在の通学区域に関わらず、希望する学校を選択できる。

【デメリットや課題】

- ・子どもや保護者が希望し、かつ自宅から最も近い学校に通えなくなることが起こりうる。
- ・登下校の見守りやはぐくみネット事業など、これまで連携して取り組んできた学校と地域の関係が壊れる恐れがある。
- ・各区の学校教育フォーラムや小中学校区単位の意見交換会でも、通学区域は残し、居住する子どもを優先するという考え方に対し、異論は、ほとんどなかった。
- ・通学区域をなくすと、児童生徒の選択により学校間の児童生徒数にも大きな偏りが生じる恐れがある、家庭訪問や生活指導面など、学校運営において、いろいろな問題が起こるのではないか、また、学校ごとの今後の児童生徒数の見込みが困難となり、教室数の確保などの収容対策、学級編制など、教育環境を整備する上で様々な面に大きな影響を及ぼすのではないかとする意見、先ずは、自分の通学区域の学校に

行くことが担保されて、別の学校に行くことがオプションであるという方が良いのではないかという意見が出された。

- 熟議としては、学校選択制は、現在の通学区域を残し、それをベースに運用することを前提に、制度の内容やメリット、課題を議論し、整理を行うこととした。
- しかしながら、法令上、通学区域がない学校選択制も可能であり、現在の通学区域制のメリットを生かしつつ、課題を解消するような就学制度の在り方については、子どもや保護者をはじめとした市民の意向も踏まえ、継続して検討していく必要があると考える。

6 就学制度改善の手法

小学校、中学校ごとに次の手法を検討する。

(1) 学校選択制

① 自由選択制

当該区内のすべての学校について、選択を認める制度

- ・ 小学校の場合、他の自治体（東京都江東区、江戸川区）でも、通学距離、通学時間の条件を付している。特に、小学生においては、通学の負担を考慮する必要があることから、自由選択制を採用する場合には、一定の通学距離（小学校は、〇.〇km以内、中学校は、〇.〇km以内）、通学時間（例えば、小学1年生が徒歩で30分以内）の条件を付す手法が考えられる。
- ・ また、通学区域の形状によっては、隣接する通学区域ではないが、当該学校と距離的に近い区域があり、その区域に居住する子どもや保護者の選択を考慮する必要がある場合など、自由選択制を採用し、一定の通学の距離、時間の条件を付す手法も考えられる。

② ブロック選択制

当該区内を幾つかのブロックに分け、そのブロック内の学校について、選択を認める制度

- ・ この場合、区の地理的事実や地域性等を考慮し、現在の通学区域以外にブロックを設定する必要がある。
- ・ 小学校の場合、ブロックを同一中学校区とすることも考えられる。
- ・ 区内をブロックに分けた時、ブロックは、ある意味一つの拡大した通学区域であることから、ブロックの境界に居住し、ブロック内のどの学校よりも、隣のブロックの学校が近い、又は安全であるという場合が生じる。その場合は、隣のブロックの隣接する学校も選択範囲とし、ブロック選択制と隣接区域選択制を組み合わせる方法も可能である。

③ 隣接区域選択制

当該通学区域と隣接する通学区域の学校について選択を認める制度

- ・ 区内の隣接する通学区域の学校から選択できる。
- ・ 他都市においては、特に小学校の場合、通学の距離、時間など通学負担を考慮して、保護者が学校を選択する傾向があることから、隣接区域選択制を実施している自治体が多い。
- ・ 他都市での実際の学校選択の結果を見ると、ほとんどの児童生徒は、住所地の通学区域の学校か、それと隣接する通学区域の学校の範囲内の学校に就学している。

④ 特定地域選択制

従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認める制度

- ・区内の特定の地域に限定し、選択可能な学校をあらかじめ決め、その学校を選択できるようにする。本市でいう「調整区域」に類似した制度であり、特定地域選択制との関係は、今後、整理する必要があると考える。
- ・区内全域では、自由選択制、隣接区域選択制、ブロック選択制を実施しない場合で、区内の一部の地域に限定して学校を選択したいという要望等がある場合などに実施することができる。

⑤ 特認校（施設一体型小中一貫校）

従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市内のどこからでも選択を認める制度

- ・特定の学校について、通学区域を越えて市内のどこからでも選択を認める。
- ・施設一体型小中一貫校（東住吉区 1 校、平成 26 年度に東淀川区 1 校予定、平成 27 年度に西成区 1 校予定）については、現在の通学区域に居住する子どもを優先したうえで、市内全域からの就学を認める方向で検討している。

(2) 指定外就学の基準の拡大

- ・基準の拡大について、検討する内容は、①通学の利便性など地理的理由、②部活動など学校独自の活動、③その他（きょうだいへの配慮、小学校から中学校への継続した指定外）である。
- ・平成 20 年 3 月 31 日付通知「学校教育法施行令第 8 条に基づく就学に関する事務の適正化等について」（文部科学省初等中等教育局長）において、指定校の変更が認められてもよい事由として、文部科学省は、累次の通知において「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的理由、部活動等学校独自の活動等」を示している。具体的にどのような事由について就学校の指定の変更が認められるかについては、地域や学校の実情に応じて、最終的には各市町村教育委員会が判断するものであるとしている。

① 通学の利便性など地理的理由

（例 1） 指定された学校よりも隣接校の方が、通学距離が短い場合

（例 2） 自宅から学校までの徒歩で安全に通学できる経路の最短距離

が、小学校では、○k m以上、中学校では△k m以上あって、かつ指定された学校より近い学校がある場合

② 部活動等学校独自の活動

(例1) 就学すべき学校に希望する部活動がない場合

(例2) 転校することとなる学校に従前の学校で取り組んでいた「部活動」がないが、継続して取り組みたい場合

- ・いじめへの対応については、本市では、平成9年より指定外就学の基準の項目としている。
- ・平成20年度の指定外就学の基準の見直しに際して、①通学の利便性など地理的理由、②部活動など学校独自の活動についても議論、検討を行ったが、基準として認められてこなかった。

③ その他（きょうだいへの配慮、小学校から中学校への継続への配慮）

a きょうだいへの配慮

- ・兄弟が指定外就学により通学区域外の学校に就学した場合、現行では、その弟妹が指定外就学の基準に該当しなければ、兄弟の在学する学校には就学できないことになっている。
- ・現状では、例えば兄や姉が小学校5年生、弟妹が小学校3年生で、年度途中に通学区域外に転居をした。兄弟は、希望すれば小学校卒業まで、転居前の学校に就学できる。しかし弟、妹は、年度末まで転居前の学校に就学できるが、4年生に進級した時には、転居後の学校に転校することになる。その際、保護者から、兄弟が在学中は、弟妹も引き続き転居前の学校に就学させたいという要望がある。

b 小学校から中学校への継続への配慮

- ・指定外就学によって、進学中学校が異なる小学校に就学し、その小学校を卒業したが、現行では、進学中学校は、住所地による通学区域の中学校に就学することになる。
- ・例えば、前述aの転居のケースでいうと、転居前の小学校と転居後の小学校で、進学中学校が異なる場合は、転居前の小学校を卒業した兄弟は、友人が進学する中学校ではなく、転居後の通学区域の中学校に進学することになる。この際、小学校の友人関係から、転居前の校区の中学校に就学したいという要望がある。

(3)調整区域の設定

- 学校選択制を実施しないが、通学の安全等の理由で、保護者、地域からの要望等が強く、一部の地域に限って、特定の学校への選択を認める必要がある場合は、調整区域を設定して、通学区域の学校以外に、保護者の希望により就学できる学校（調整校）を定めて、運用することも一つの手法であるとする。

7 各手法の概要について

熟議では、就学制度の手法の基本的な内容やメリット及び課題について議論を行った。各手法の標準モデルとメリット及び課題に関する意見は、次のとおりである。

(1) 学校選択制について

① 基本内容について

a 選択の機会・対象者

- ・選択する機会としては、小中学校に入学する際の1回のみとする。
- ・対象者は、翌年度に小中学校に入学予定の区内在住者とする
- ・入学後、例えば進級時などで、学校を選択することはできないこととする。特別な事情があれば、指定外就学で、他の学校に転校することも可能であり、卒業までその学校に通学することを前提に、選択希望するよう保護者に周知し、理解を求める。
- ・熟議では、次のような意見も出された。
 - ・いじめ等、特別な事情がある場合は、指定外就学で認めればよいという意見、また学校選択制でも優先扱いで就学できるようにすればよいという意見があった。
 - ・進級時の選択のやり直しについては、実際に入学してみないと分からないことがあるという意見があったが、一方で、何度も転校し、いくつかの学校を渡る子どもが出てくる恐れがある、又入学時に選択するのも、選択した保護者の責任であるなどという意見が大勢であった。
- ・転入者については、住所地の通学区域の学校を指定することとし、例えば、通学の距離が近い、安全である等の理由に該当すれば、指定外就学を認めることとする。また、選択範囲の学校のうち、受け入れが可能な学校から選択できるとする方法もある。ただし、この場合、通学区域内の児童生徒だけで教室不足になる可能性があり、受け入れができない学校や抽選実施校・学年は除くとする。なお、学校選択希望調査票の提出期限後に転入された方については、上記転入者と同じ取り扱いとなる。
- ・在校生については、学校選択の対象外とするが、認められる理由、例えば、通学の距離が近い、安全である等に該当すれば、指定外就学を認めてもよいのではないかと考える。

b 選択できる範囲

- ・当面、1つの行政区内での学校選択とする。

- ・通学区域は残し、通学区域内に居住する児童生徒は、必ず通学区域の学校に就学できるとする。
- ・特に小学校の学校選択の場合は、児童の通学距離、時間に配慮する必要がある、一定の通学距離、通学時間の条件を付す方法が考えられる。
- ・中学校は、小学校と異なり、制限なく区内自由に選択してもよいという意見がある一方、小学校、中学校ともに、隣接区域選択制、ブロック選択制、区内自由の選択範囲の如何に関わらず、その上位規範として、小学校、中学校別に通学距離や通学時間の条件を付すべきであるという意見がある。
- ・また、区を跨いで、学校がすぐ近くにあるのであれば、区外のその学校に就学できるようにするのが、子どもにとってはプラスであるという意見や、指定外就学の基準に通学距離が近いという理由を追加すれば、区外であっても対応できるのではないかという意見がある。

c 各学校の受け入れ

- ・本市の場合、通学区域に居住する児童生徒だけで教室不足になり、収容対策が必要となる可能性のある小学校が約4分の1もある。
- ・学校の教室数には限りがあり、施設収容面の制約がある。他都市では、学校の施設収容の範囲内で、通学区域外の児童生徒を受け入れるとしており、学校選択のための増築等の対応は行っていない。
- ・本市においても、学校選択制の実施による生徒数の増加を理由とした増築等の対応は、原則行わない。
- ・学校施設（教室数）の収容面で、通学区域外からの受け入れが可能な学校を対象に実施する。
- ・毎年度、5～7月頃、各学校の施設状況や通学区域内の児童生徒数の見込み等を考慮し、学校ごとに翌年度の受入れ可能人数を決める。現在、教室は、習熟度別少人数授業等でも使用しており、その点も考慮して、受け入れ人数を算定する必要がある。
- ・通学区域内に居住する児童生徒だけで教室不足となる可能性が高い学校については、受入れ制限を行う。この学校については、通学区域外の児童生徒は、選択することができない。
- ・実際の受け入れ人数は、年度途中の転入者等で学級数が増えないように考慮する。

- ・学校の教室数に余裕がある場合であっても、受け入れ可能な学級数は、通学区域内の就学予定の児童生徒数の学級数に1学級分の増加を上限とする。
- ・熟議の議論の中で、学校側の体制の課題として、新年度、ぎりぎりまで受け入れ人数が固まらず、学級数が微妙なところで変わると、教職員定数が変わり、場合によっては、1学級で2人減じたりする場合も生じるという意見が出された。学校選択制の事務スケジュールと学級編制、教員配置等のスケジュールとの整合性をとる必要がある。

d 学校選択の希望調査

- ・毎年秋頃、翌年度入学予定者全員に、「学校案内」、学校希望調査票を送付する。
- ・学校選択の希望者は、定められた期間内に申請書を提出する。希望調査票は、提出を原則とする。ただし、期限内に保護者から希望調査票の提出がなかった場合には、例えば、通学区域の学校への希望があったものと見なすというように、あらかじめ決めておく必要がある。
なお、例えば、通学区域の学校を希望する場合は、申請書の提出を不要とする取り扱いも考えられる。
- ・希望調査の結果については、ホームページ等で公表する。
- ・1～2週間程度の希望変更期間を設け、希望の変更を受け付ける。変更申請を加えた希望調査の結果状況をホームページ等で公表する。

- ・熟議の議論では、次のような意見も出された。
 - ・選択希望する学校を1校に限定せず、希望順位を付けて、複数校を希望できるようにすれば、選択の自由度も増し、より保護者の意向に応えることができる。
 - ・子ども本人が自分でこの学校を選択するという意思確認の仕組みを入れてほしい。
 - ・希望調査の結果を公表する時点から、学校のランキングのような風評が流れ始めるのではないかと危惧され、公表の仕方には工夫をしてほしい。

e 抽選

- ・選択希望者が多く、各学校の受け入れ可能人数を超える場合は、

その通学区域内の児童生徒は、就学できるものとし（通学区域以外からの入学希望者を対象として）公開抽選により、入学者を決定する。

- ・抽選で当選しなかった場合は、補欠として順位をつけて登録する。
- ・抽選実施校については、国立、私立に入学する児童生徒等の数に応じて、小学校は1月末頃まで、中学校は2月中旬頃まで補欠者の繰り上げを行う。繰り上げにならなかった場合は、通学区域の学校を指定校とする。なお、必ず入学を保障する学校を、通学区域の学校だけに限定せず、次の「f 選択における優先」に掲げる、きょうだい関係、通学距離の近さ等を加味することも可能とするという考え方もある。

f 選択における優先

(a) 通学区域内に居住

- ・学校選択制を実施している自治体では、通学区域内に居住する児童生徒が、住所地の通学区域の学校を希望する場合、必ず入学できるという運用を行っている。

(b) きょうだい関係

- ・通学区域外の学校を選択し、就学した兄姉が在学する弟妹については、抽選において優先扱いとする自治体もあれば、優先扱いとせず、抽選対象としている自治体がある。その自治体では、きょうだいで同じ学校に就学を希望するのであれば、通学区域の学校（入学が保障されるため）に就学してくださいと保護者に周知を行っている。
- ・双子など新1年生同士の兄弟姉妹の場合は、申請により1組として取り扱う。

(c) 自宅からの距離

- ・通学区域外の学校の希望者には、自宅からの通学距離の近さや安全面で優先してほしいという意見も想定される。例えば、通学区域外であるが、自宅から学校までの距離が至近（〇〇〇m以内）である区域に居住する場合、優先扱いとするかどうか。

(d) 進学中学校

- ・小学校への入学時に進学中学校の異なる校区外の小学校を選択した場合、中学校進学時には、小学校の友人関係、小中連携に

配慮し、進学中学校を希望する場合は、優先扱いとするかどうか。

- ・(a)～(d)の項目については、すべて優先する取り扱いとするのが望ましいという考え方がある。
 - ・ただ、本市においては、教室など、学校の施設収容面には限りがあり、希望するすべての児童生徒を受け入れることができない状況にあり、また、熟議においても、通学区域内に居住する児童生徒は、必ず通学区域の学校に就学できると整理したので、施設収容面に制約がある学校については、このことを踏まえた検討を行う必要がある。
 - ・(a)～(d)以外に、障がいのある児童生徒やいじめ等、心身の事情により特に教育的な配慮を要する場合は、入学時の選択希望においても優先する必要があるという考え方がある。
- (7(5)「障がいのある児童生徒等の就学」)

g 通学

- ・通学は、小中学校ともに原則徒歩であり、自転車の利用は禁止している。例外的に公共交通機関の利用を認める場合はあるが、費用は、保護者負担とする。
- ・他都市では、通学距離等、通学の負担や安全を考慮し、保護者の責任において学校選択の希望申請を行うよう周知している。
- ・現行、指定外就学の許可には、申請書に、保護者の責任において通学の安全を確保することが要件となっている。また、指定外就学における通学の費用は、保護者が負担している。
- ・熟議では、広い区になれば、自転車で通わせてほしいという要望が出ると思うという意見もあったが、自転車通学については、交通事情や安全面等から原則禁止で良いのではないかという意見が多かった。

h 学校選択のための情報提供

子どもや保護者が学校を選択するにあたり、学校が、子どもや保護者に対し、どのような情報を、どのように提供するのかについては、非常に重要であり、例えば次のような提供方法がある。

- ・学校選択制の制度内容や手続き、各学校の教育目標、教育方針、教育活動の内容等を紹介した「学校案内」の冊子を作成し、翌年

度の入学予定者全員に配布する。

- ・各学校は、希望調査期間等に、学校公開、学校説明会を開催する。
- ・学校見学や学校のホームページの充実に取り組む。

【学校の情報提供の在り方に関する主な意見】

- ・学校側から教え方などの情報提供を行うとすれば、学校公開しか方法はないだろう。
- ・現在、校区の小学校の6年生が、進学中学校に来て、授業体験やクラブ体験を行っている。また、中学校の生徒会が校区の小学校に出向いて、中学校での生活について話をするなど、小中連携の中で内容の濃い学校紹介ができています。
- ・学校の教員の姿勢や取組の濃さなどは、保護者が知りたい情報である。
- ・良い情報をオープンにすればいいということではない。
- ・保護者が欲しい情報と、学校が提供できる情報とがマッチしていないことが問題である。
- ・学校公開も、1日ではなく一週間程度の期間は必要である。
- ・学校がどんどん情報発信していくなど、学校の情報発信の在り様が変われば、保護者の意識も随分と変わってくるのではないかと。
- ・保護者の方に、子どもが実際に活動している様子そのものを実際に見てもらって、学校を選択してもらうことが大切である。
- ・学校側に求めることは多いが、学校やPTA活動に関わっていない保護者が、学校選択制になると、風評で選択行動をとるのではないかと、学校側の情報発信も、その層までは、なかなか届きにくいのではないかと。
- ・学力に関する情報提供も必要である。
- ・中学校の場合、どこの高等学校に何人が進学したのかを表すと思う。小学校の場合は、テストも学校独自で、他と比べてもあまり意味がない。
- ・情報の種類も重要である。どの学校に何人進学したというデータがあったとしても、平均点は、ほとんど意味がない。平均点だけでは、学力分布がなければ、学校の学力がわからないと選択できないということになり、学力などの基準が無いでは、済まないと思う。
- ・保護者は、おそらく数値で学力を図ると思う。
- ・学力が矮小化されてしまうという懸念がある。学力は、学力テストの結果や進学先ととらえられがちだが、学力とは、生涯にわた

って、自分で色々なものに関心を持って学んでいこうとする力や学び方を身につけることだと思う。

- ・教育委員会は、学校別の学力テストの結果は開示しないとしているが、もし学力テストの結果が開示されれば、格差の助長や序列化につながるものが危惧される。
- ・風評と情報提供は、互いに関連がある。子どもや保護者には、できるだけ詳しく正確な情報を提供し、正しい判断をしてもらうことが大切である。的確な情報提供は、風評を排除することにつながる。
- ・保護者が子どもの教育のために、より良い学校選択を行うことができ、かつ入学後に学校の教育活動への参加を促すような情報提供が必要である。

i 適正就学の取組

- ・他都市では、制度の公平・公正な運用を確保するため、転入者に対して生活実態調査を行っている。虚偽の住民登録により、住所を偽って入学したことが判明した場合、入学後でも転校していただくことがあると注意喚起を行っている。
(例)『学校選択制の公正な運用のため、必要に応じて住民登録地への生活実態調査を行います。』
- ・希望校の通学区域に居住すれば、無抽選で就学できるとしていることから、生活実態のない住所地に住民登録を行うケースが、実際に起こっており、職員が生活実態調査（実地調査）を行うなど不適正な就学の防止の取組を行っている。
- ・学校選択制を実施した場合、他都市事例からも、不適正な就学が生じることから、保護者への周知や生活実態調査など、適正就学、越境入学・通学防止の取組を行う必要があると考える。具体的にどのような取組を行う必要があるのか、検討する必要がある。
- ・今後も、区長を委員長とする各区の適正就学推進委員会を中心に不適正な就学を防止するため、継続して取り組んでいく必要があると考える。
- ・本市では、これまでより様々な人権課題について正しい理解と認識をもって行動していただけるよう、啓発等の取組を行ってきており、今後も引き続き取り組んでいく必要がある。

② 学校選択制のメリット

実施している自治体が掲げている学校選択制のメリットは、主に次のとおりである。

- ・子どもや保護者が学校を選ぶことができる
 - ・子どもや保護者が、学校教育に深い関心を持つ
 - ・特色ある学校づくりが進められ、学校教育の活性化が図られる
 - ・開かれた学校づくりが進む 等
- a 子どもや保護者が学校を選ぶことができる
- ・他都市では、子どもの個性に応じた学校教育を選ぶことができることがメリットであるとしている。
 - ・熟議では、主に次のような意見が出された。
 - ・学校選択制は、基本的に、その学校を選択する理由を問わないことから、選択の自由度が高くなる。また、子どもにとって、自分の行きたい学校に行くことができるようになることは、子どもや保護者にとっては、大きなメリットである。
 - ・親の立場から選択の自由が広がるのはありがたい。あらかじめ決められた学校以外にも選ぶことができるというのは、歓迎されるのではないか。子どもや保護者が、行きたい学校に行けることがメリットである。
 - ・関係法令の規定は、子どもたちが就学する学校の指定について、保護者が意見を言う機会を保障しようとしている。それが、選択制の根拠になっており、誰でも、どんな学校に行きたいのか意見を表明できるということである。また行政からの就学校の指定とは、本質的に異なり、教育を創るという観点から、それが最も重要なことである。
 - ・何かの理由で学校の状況が悪くなった時、地域の力を借り、保護者の理解を得て、それを立て直すために努力をすることは、大きな営みだが、学校選択制になると、その学校に行くのは止めようという選択になるのではないか。
- b 子どもや保護者が、学校教育に深い関心を持つ
- ・他都市では、子どもや保護者が自ら学校を選ぶことにより、学校の教育活動等、学校教育に関心を持ち、より積極的に関わろうとすることが期待できるとされている。
 - ・学校教育への関心については、主に次のような意見が出された。
 - ・保護者が関心を持つのは、学校を選択する時だけで、入学した後

は、遠いなどの事情で、学校やPTAの活動には、それほど関わらないのではないか。

- ・学校を選択する場合には、選択した学校に対して、積極的にその学校の教育活動に参加したり、協力することが期待されているということを保護者に伝えることも必要ではないか。

c 特色ある学校づくりが進められ、学校教育の活性化が図られる

- ・小中学校の特色ある学校づくりについては、主に次のような意見が出された。

- ・小学校の場合の特色とは、学習指導要領に基づいてすべての子に同じ教育をすることが大前提だが、例えば、読書に力を入れる、音楽集会など音楽に力を入れる、あるいは日記を継続して指導しているなど、学習の重点をどこに置くかということが特色である。例えば、1年生から6年生までの子どもたちが小集団で、縦割りと言われる活動に力を入れることに重点を置いている学校もある、あるいは地域の方に、ゲストティーチャーとして来て頂く、町工場に見学に行くなど、地域の特色を生かすという学校もある。
- ・地域と学校の関係は、特色ある学校づくりの一つである。例えば、小学校で伝統野菜を作る学習で、地域のボランティアの方に植え方を教えてもらうなど、学校の特色というのは、地域の特色だと思う。せつかくこの校区にいるなら、この校区の特色ある学校に来てほしいというのも、一つの特色づくりだと思う。
- ・学校で、一番重要な特色というのは、一人一人の生徒に教員の目が行き届くということだと思う。

- ・他の自治体では、特色ある学校づくりのための方策として、学校長に裁量予算枠を付与したり、学校が企画した内容について、教育委員会が審査し、予算を査定して、学校長に裁量予算を付与している。また、特別な措置はなく、既存事業（文部科学省の研究指定校等）を活用しているという自治体もある。

- ・特色ある学校づくりのための方策については、校長や教員の人事異動や校長の権限強化、教育委員会等の支援について、次のような意見が出された。

- ・校長が異動する、教員も7年くらいで異動する中で、先生が発信する特色というのは難しい面があり、地域的な特色になると思う。学校選択制を実施するのであれば、人事異動を固定化するなどこれまでの人事異動のルール自体を見直すことも、検討する必要がある。

あるのではないか。

- ・特色ある学校づくりを進めるためには、学校長に予算や人的措置の権限を付与するか、教育委員会あるいは区から支援を行う必要があるのではないか。

d 開かれた学校づくりが進む

- ・開かれた学校づくりについては、主に次のような意見が出された。
 - ・開かれた学校づくりによって、学校の情報発信がより細やかに出来るようになるだろう。
 - ・風評には、「あの学校は悪い」などがあるが、それも情報公開して、今は、こうであるが、このように課題解決のために取り組んでいるということを情報提供することも大切である。
 - ・学校選択制の実施は、開かれた学校づくりという面で、学校の教育内容を公開していく良い機会である。
 - ・学校が、保護者や地域にさらに積極的に情報発信することにより、開かれた学校づくりが進むことが期待される。
- ・学校選択制のメリットに関する意見としては、これらの他に、距離が近い学校に行けることや小学校であれば、幼稚園の友達が多い通学区域外の小学校を選べることなどである。
- ・どうすれば、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりが進み、本市の学校教育を活性化させることができるのかという観点で検討していく必要がある。

③ 学校選択制の課題と対応の考え方

a 通学区域外から通学する児童生徒の安全確保

- ・特に小学生は、通学の負担等、遠距離通学が課題となる。
- ・江東区は、自由選択制で実施していたが、小学生が徒歩で30分以内に通学できる学校に限るよう条件を付した。板橋区は、小学校において、自由選択制から隣接区域選択制に変更した。
- ・本市では、ほとんどの地域でPTAや地域の方で、児童の登下校の見守り活動に取り組んでおり、学校選択制を実施した場合でも、引き続き見守り活動は必要である。
- ・他都市の事例では、通学区域外から通学区域内の集団登校の集合場所まで、保護者が送り迎えをする。その集合場所から、通学区域内の友達と集団登下校をしており、通学区域内は、保護者・地域で見守り活動を行っている。通学区域外の子どもも、同じ「〇

〇区の子ども」であり、それぞれの地域の方には見守りをお願いしている。

- ・熟議では、主に次のような意見が出された。
 - ・現在、指定外就学で校区外の学校に通う児童生徒の場合も、保護者責任を明確にし、校区外から校区内の集団登校の集合場所までは、保護者が付き添って連れてくるなど、工夫をして対応している。学校選択制の場合も、同様の対応ができるのではないか。
 - ・通学区域外の学校を選んだ場合、通学は保護者責任であることを保護者が了解したうえで、卒業までの通学負担も考慮して、学校を選択してもらうよう周知に努める必要がある。

b 学校と地域との関係との整合性

- ・他都市の間でも、それぞれの地域事情や学校と地域の自治組織との関係に差がある。保護者は、学校選択制の実施に関わらず、地域の取組等への参加意識が希薄である。
- ・学校選択制を実施している自治体では、通学区域外の学校を選択した保護者に対しては、地域活動やPTA活動への参加を促している。
- ・前橋市は、市内自由選択制（小学校4km、中学校6kmの範囲内）を実施していたが、校区外の学校を選んだ児童生徒や保護者が、居住地の自治会や子ども会活動へ参加することが少なくなり、学校と地域との関係が希薄化したことなどを理由に学校選択制を廃止した。
- ・本市の場合、小学校区は、地域の自治組織の境界とほとんど一致している。また、学校は、地域コミュニティの核であり、地域の方の交流の場所であり、防災の拠点施設でもある。
- ・これまで学校と地域が連携して取り組んできた「はぐくみネット」（すべての小学校区で実施）や「学校元気アップ地域本部事業」（76校区、25年度127校区をめざす）など小学校区や中学校区を単位とした事業は、大切であり、今後とも継続して取り組んでいく必要がある。
- ・学校選択制を実施した場合、学校と地域との関係について、どのように整合性をとるのか、また従来の通学区域を越えたところで学校と地域の連携をどのような形で進めて行くのかについて、各区で具体的に議論し検討する必要がある。

- ・学校と地域の関係については、次のような意見も出された。
 - ・東京と大阪では、地域の実情が全く違う。小学校から中学校に進学する場合、東京は私立学校に進学する児童生徒の割合が非常に高く、それ以外の生徒が公立の中学校に進学するという点、また、大阪では、地域が学校に関わる点では、大きく違う。本市では、「はぐくみネット」事業などもすべての学校、地域で取り組まれており、どの学校にも地域との関わりが「ある」という公的な良さがある。
 - ・PTAを卒業すると、次は青少年指導員、災害救助隊などの地域活動に入っていくながら、地域の中に入っていくのが一つのパターンとなっているが、校区外の保護者の方が、小学校と地域の結びつきの強いところに入っていけるのか。
 - ・また、学校と地域の関係については、学校選択制を廃止した自治体の理由になっているので、どうしてもデメリットが強調される傾向になっているのではないか、もともと保護者の自治会等地域への参加意識が希薄になっており、果たして学校選択制が、学校と地域の関係の希薄化の原因だったのか、実証的な検証はない。
- c 学校施設収容面での制約等
- ・学校の教室数には限りがあり、施設収容面の制約がある。他都市では、学校の施設収容の範囲内で、通学区域外の児童生徒を受け入れるとしており、学校選択のための増築等の対応は行っていない。
 - ・本市の場合、通学区域に居住する児童生徒だけで教室不足になり、収容対策が必要となる可能性のある小学校が約4分の1もあり、これらの学校は、通学区域外に居住する子どもや保護者が就学を希望しても、受け入れができない可能性がある。また、余裕教室が少なく、受け入れ人数に限られる学校も多いことから、希望者が受け入れ人数枠を超える場合は、抽選により就学者を決定せざるをえず、結果として、子どもや保護者の学校選択の希望が叶わない場合が生じる。
 - ・東京都江東区などは、児童生徒の過度な移動が生じないように、学校の受け入れ人数や学級数に上限を設定し、学級編制や教員配置への影響も抑制するため、それを超える場合は、受け入れないと変更した自治体もある。

- ・学校選択において、子どもや保護者の学校選択の機会を広げ、自由度を増すためには、例えば、第2希望、第3希望など、複数の希望を聴く方法も考えられるのではないかという意見も出された。
- ・その他、学校選択制の課題として、主に次のような意見が出された。
 - ・他都市でも事例として見受けられるように、学校選択の結果、一部の小中学校で、特定の学校に児童生徒が集中することなどにより、学校間で児童生徒数の偏りが生じるのではないかと懸念される。
 - ・他都市では、施設の新しさや学校の立地条件等で、学校が選択される事例も見受けられるが、これに対しては、学校側の努力だけでは改善できない。
 - ・学校選択制を実施すると、学校選択の希望調査の結果をホームページ等で公表することになるが、その時点から学校のランキングという風評が流れ始めるのではないかと危惧される。
 - ・風評等で、安易に学校選択がなされないよう、特に風評や偏見等で特定の学校を避けるような選択行為がなされないよう教育委員会や区は、保護者への周知や啓発に努めなければならない。併せて、学校は、子どもや保護者にタイムリーに、詳しく正確な情報を提供し、保護者の方に適切な判断をしてもらうようにすべきである。
 - ・選択されなかった学校に対して、どのように支援を行うのか、その学校に何らかの教育的な課題があるのであれば、その課題を克服できるよう支援をすることが必要である。
 - ・現在は、小学校と進学する中学校で、事前に個々の子どもたちの情報の連携が図られているが、学校選択により進学中学校が多岐にわたることになれば、事前に情報が貰えず、連携が難しくなるのではないか。

学校選択制を実施する場合、各区で、子どもや保護者に制度の内容や手続きについて、丁寧な周知を図り、制度内容を理解していただけるよう取り組むべきである。また、希望調査時においても、保護者向けアンケートを実施するなどにより、制度の利用者である子どもや保護者の意向の把握に常に努める必要がある。さらに、区と教育委員会が連携して、定期的に学校選択制の検証を行い、必要な改善を図っていくべきである。

(2) 指定外就学の基準拡大について

① 拡大する内容の検討について

a 通学の利便性などの地理的理由

通学距離が近い、又は通学が安全な場合

- ・政令市で、通学の利便性等の地理的理由を基準としている場合には、自宅から通学区域内の学校までの徒歩で安全に通学できる距離が、小学校では、2km以上、中学校では3km以上あって、かつ指定された学校より近い学校がある場合としている。本市の場合、これを基準とすれば、該当する児童生徒は、特定の区域に限られ、人数もごくわずかである。なお、現在、通学区域の学校に就学し、この条件に該当し、公共交通機関を利用して通学する場合、無料乗車証を交付して補助を行っている。
- ・東京都区部では、例えば、小学校2km以上、中学校3km以上という自宅から学校までの通学距離の条件を付けていない自治体もある。例えば、通学区域の学校と比べて、通学距離が明らかに近い、自宅からの距離が至近であるなどの基準を設けている。
- ・熟議では、自宅の目の前に学校があつて、校区の学校が徒歩で30分を要する場合もあるので、基準を緩和して、そういう場合には、通学区域外の学校への就学を認めるべきであるという意見が多く出された。
- ・保護者のニーズに応えられるよう、通学距離、時間等の具体の条件を検討する必要がある。

b 部活動等学校独自の活動

(例1) 就学すべき学校に希望する部活動がない場合

(例2) 転校することとなる学校に従前の学校で取り組んでいた部活動がないが、継続して取り組みたい場合

- ・政令市や東京都区部など、他の自治体では、例2については、基準として認めている。例1については、例えば、小学校5～6年生の1年間ないし2年間、希望するスポーツを地域等で行っていた実績という条件を付している自治体が多い。また、就学できる学校の範囲を、例えば隣接する学校や区内に限定している。
- ・条件として、入学以前に取り組んでいた実績の有無をどう考えるのか。就学できる学校の範囲をどこまで認めるのか。認める範囲や条件によっては、学校選択制よりも、子どもや保護者の意向に応えることが可能となる。

- ・その一方で、広範囲に指定外就学を認めた場合、いわゆる「勝利至上主義」にならないかという懸念があり、部活動としての在り方の議論が必要であるとともに、指定外就学の運用についても、検討する必要がある。
 - ・熟議では、部活動による指定外就学について、次のような意見も出された。
 - ・部活動については、学校選択制の希望理由であって、どうしてもこの学校ではなく、あの学校でなければという指定外就学の理由にあたらぬのではないかという意見がある一方、地元の学校に行くという安定感を選ばず、敢えて別の学校のクラブに委ねるのは、子ども本人、保護者の強い気持ちがあると思われるので、認めても良いという意見もある。
 - ・また、生徒数が少なく小規模な中学校では、多人数で行うスポーツの部が成り立ちにくい等の状況があり、部活動での指定外就学が認められれば、場合によっては、数名が近隣の学校に指定外就学するだけで、1学級減、教員2名減ということが起こりうるので、在学している生徒の教育環境に影響を与えないよう、激変になることは避けてほしいという意見も出された。
 - ・さらに、学校選択制や指定外就学により、生徒が希望する部がある中学校に就学するという方法以外に、例えば、それぞれの中学校に在学しながら、部活動については、複数の中学校で合同チームを編成し、拠点とする中学校で練習等を行うような形態が可能であれば、取り組んでほしいという意見も出された。
- c その他（きょうだいへの配慮、小学校から中学校への継続した指定外）
- ・兄や姉が指定外就学により通学区域外の学校に就学が許可され、弟、妹が兄姉の在学する学校に就学を希望（申請）した場合、きょうだい関係に配慮して、その学校への指定外就学を認めるようにすべきであると考え。
 - ・また、指定外就学によって、進学中学校が異なる小学校に就学し、その学校を卒業した場合、保護者の希望（申請）により、卒業した小学校の進学中学校に、友人関係への配慮や小中連携を考慮し、指定外就学を認めるようにすべきであると考え。

指定外就学の基準の拡大については、次のような意見も出された。

- ・指定外就学であげられている理由の中でも、いじめへの対応や心

身的な事情により特に教育的配慮を要する場合などの理由については、どうしてもその学校に就学させなければならない優先的な理由であるという考え方がある。

- ・指定外就学の基準をどの程度まで緩和するべきか、意見集約する必要があるのではないかという意見がある。

② 各学校で受け入れ枠の設定、申請受付、公開抽選、通学等

- ・学校は、教室数など施設面での制約があり、指定外就学の申請者が多くなれば、学校選択制と同様な仕組みが必要となる。
- ・また、通学区域外の学校に通学する児童生徒の数が、現状の0.6%から、例えば1割～2割に増えるのであれば、通学の安全確保、地域との関係など、学校選択制と同様の観点からの議論・検討が必要である。
- ・学校選択制を実施していない東京都の区では、指定校変更の基準を緩和しているが、利用者が多く、教室数など施設収容面で限りがあるため、各学校で受け入れ可能な人数を設定し、就学通知以降に一定期間を設けて、申請受付をしている。受け入れ人数を超える場合は、抽選を行っている区もある。
- ・学校選択制を実施している区では、通学の距離や部活動については、学校選択の理由の一つとして、指定外就学よりも学校選択制による選択を優先している。受け入れできない学校や抽選実施校・学年については、転居やいじめ等による場合などの理由による場合を除き、指定校の変更ができないこととしている。
- ・指定外就学についても、学校の施設収容面での制約を受け、基準に該当する者が全員、許可されないのであれば、転居、いじめ等による場合等と通学の距離、部活動を理由とした場合を同等に扱うのは、適当ではないのではないかと、転居やいじめ等による場合は、必ず就学できるようにし、通学の距離や部活動等の理由より優先する必要があるのではないかと考える。
- ・指定外就学の場合、個々に申請理由など基準を定め、審査して決めており、受け入れに制限がかかる場合があることや抽選、申請の受け付け方法など運用についてもよく検討し、保護者への十分な周知と理解を求めていく必要がある。

③ 指定外就学の基準の拡大のメリット

- ・通学区域以外の学校に就学する基準を定め、その基準に合致するかどうかについて審査をして許可することから、通学区域外の学校に就学する必要性が高く、理由のある児童生徒を就学させることがで

きる。

- ・風評等により、ある学校を避けるために、通学区域以外の学校に就学することを一定防止することができる。

- ・熟議では、小学校については、通学の距離や時間など通学負担を考慮する必要があることから、指定外就学の許可基準に、例えば「通学区域の学校より、隣接する学校の方が、通学距離が近い場合」という要件を追加すれば、子どもや保護者の意向に十分に応えることができるのではないかという意見があった。

④ 指定外就学の基準の拡大の課題と対応の考え方

- ・指定外就学は、保護者の申し立てによるものであることから、保護者が制度を知らなければ、利用されないことになる。現行の基準もホームページで公表し、保護者への周知に努めているとはいえ、保護者に、この制度が十分に周知され、浸透しているとはいえない状況である。指定外就学の基準を拡大するにあたっては、すべての保護者に制度の内容、手続きについて、改めて十分な周知をする必要がある。
 - ・また、指定外就学の申請者が多くなれば、学校選択制と同様の課題が生じると考えられ、学校選択制と同様の観点からの議論・検討が必要である。
 - ・東京都区部のある自治体では、学校選択制導入前は、指定外就学で約20%の児童が校区外の学校に就学していた。学校選択制の実施で、約25%の児童が校区外の学校に就学し、5%程度増えたとのことであり、本市の指定外就学の割合は、小学校0.63%、中学校0.66%と非常に少ないことから、指定外就学の基準拡大であっても、次に挙げる課題については、十分に考慮し対応が必要であると考えられる。
- a 通学区域外から通学する児童生徒の安全確保
- ・現在も指定外就学を申請するにあたり、申請書に「登下校の安全確保については、保護者が責任を持つ」と明記している。指定外就学の基準の拡大により、多くの児童生徒が通学区域外の学校に通うことになれば、集団登下校のポイントまで、保護者が送り迎えを行って、集合場所から校区の友達と集団登下校を行うなどの対応が必要になる。

- b 学校と地域の関係との整合性
- ・指定外就学の基準拡大により、通学区域外の学校に通う児童生徒が増えれば、学校選択制と同様に、学校と地域の関係や学校と地域が連携した事業への影響が懸念される。例えば、通学の距離等で指定外基準の拡大をすれば、「隣の学校の方が、距離が近く、安全である」に該当する区域は、多数の児童生徒が隣の学校に就学することも想定される。
- c 学校施設収容面での制約等
- ・学校選択制と同様に、学校施設の範囲内で通学区域外の児童生徒を受け入れることになり、受け入れの上限を定めることになる。通学区域内の児童生徒だけで教室不足の可能性のある学校が約4分の1もあり、指定外就学の基準を拡大しても、若干名ぐらいしか受け入れることができない学校も出てくる。
指定外就学の申請が多く、受け入れ人数・学級を超える場合は、学校選択制と同様に、抽選で就学する児童生徒を決めることになり、例えば、通学の距離が近い等の理由があっても、就学できないケースが生じる。
 - ・熟議では、学校が仮に荒れた状況になった場合、多くの人が指定外就学の申請をして、他の学校を希望したが、受け入れの範囲を超えて、通学区域の学校に行かざるを得ないということが起こる。行きたい学校に行くというだけでなく、行きたくないから別の学校を探すということの一つの手段になる可能性もあるという意見が出された。

通学の距離や安全、部活動等の理由など、指定外就学の基準を緩和する場合、子どもや保護者への制度内容の十分な周知が必要であるとともに、運用後、制度の利用について検証する必要がある。

(3) 調整区域の設定について

① 設定及び運用について

- ・特例的な措置とせず、保護者や地域の要望等があれば設定し、運用していく。
- ・区内全域で学校選択制を実施しないが、一部の地域に限って、通学の安全等の理由により、保護者、地域からの要望等が強く、特定の学校への就学を認める場合は、調整区域を設定して、希望により就学できる調整校を定めて、運用する。

② メリット及び課題

- ・効果も影響も、特定の地域に居住する子ども、保護者に限定される。
- ・自由選択制、ブロック選択制、隣接区域選択制という学校選択制を実施しない場合に指定外就学の基準の拡大との併用ができる。
- ・定期的に、調整区域の必要性や子どもや保護者の意向について、検証を行う必要がある。

(4) 各手法の関係

① 学校選択制と指定外就学の基準

- a 学校選択制を実施し、指定外就学の基準を緩和する。
 - ・基本的に入学時に、学校選択制により、希望する学校を選択する。
 - ・指定外就学の基準の項目を整理し、必要性の高いケースについては、受け入れできるようにする。
 - ・導入時の在校生や年度途中の転入者については、指定外就学の基準を拡大し、通学の距離や安全、中学校の部活動等の理由により、受け入れ制限校、抽選実施校・学年を除き、受け入れ可能な学校であれば、就学できるようにする。
 - b 学校選択制を実施するが、指定外就学の基準は、現行のまま。
 - ・指定外就学の基準は拡大せず、現行のままとし、学校選択制で希望する学校を選択する。
 - c 学校選択制を実施しないが、指定外就学の基準を緩和する。
 - ・学校選択制は実施しないが、通学の距離や安全、中学校の部活動等を理由とした指定外就学の基準を新たに設けて、該当する場合、校区外の学校への就学を認める。新入生、在校生ともに対象とする。ただし、申請者が多く、受け入れできない場合も想定されるため、学校ごとに受け入れ人数、学級数を設定し、受け入れ人数を超過した場合の抽選等の手続きを定める必要がある。
 - ・調整区域（又は、特定地域選択制）の設定との併用も考えられる。
- ・その他、学校選択制を実施せず、指定外就学の基準も現行のままとし、引き続き就学制度の改善について、時間をかけて議論し、検討することも考えられる。
 - ・熟議では、次のような意見が出された。

- ・指定校以外の学校に就学を認める指定外就学の基準の項目は、区によって異なるものではなく、全市共通で定めるべきであり、仮に区によって基準が変われば、安定的な運用ができるかどうか疑問であるという意見がある。
- ・一方、区ごとに学校選択制を実施するかどうかを決めるのであれば、指定外就学の基準の拡大について検討されている。通学の距離や部活動は、学校選択の際の主な理由の一つでもあることから、指定外就学の基準の拡大も、全市一律ではなく、区ごとに学校選択制とセットで提示をして、方向性を決めていくべきであるという意見が出された。

② 学校選択制と調整区域の関係の整理

a 学校選択制を実施する区

- ・現在、調整区域である地域について、学校選択制を実施する前年の4月頃までに、調整区域を解消して、学校選択制を実施する。
- ・調整区域を解消できない場合、調整区域をそのまま残して、学校選択の希望を聴く際に、先ず、指定校か調整校かを選択した上で、希望すれば、両校以外の学校を選択できることとする。

b 学校選択制を実施しない区

- ・調整区域を特例的な措置とせず、通学の距離や安全など、地理的な理由、保護者、地域の要望等により、調整区域を設定できる運用とする。あらかじめ、通学区域の学校か調整校か、保護者の意見を聴くのであれば、特定地域選択制として整理する。

- ・学校選択制において保護者が学校を選択する理由は様々である。一方、指定外就学の基準の拡大は、あらかじめ認められる基準（理由）を定めておくこととなるが、その基準（理由）は、学校選択制で、保護者がその学校を選択する理由の一つでもある。学校選択制を実施して、指定外就学の基準を拡大する場合、具体の制度設計の中で、両制度の運用について、よく調整する必要がある。
- ・また、区ごとに就学制度の手法が異なることが想定されるが、指定外就学については、ケースによっては、区外の学校に指定外就学をする場合が生じる。この場合、受け入れる側の区が制度として基準を認めていなければ、区外への指定外就学はできない。
- ・また、例えば、学校選択制の希望調査の結果、希望者(区内)が受け入れ

人数を超えたため抽選となった学校に、区外から通学距離が近いという理由で指定外就学を認めるのかどうかなど、制度の異なる区間での調整事項の検討が必要である。

(5) 障がいのある児童生徒等の就学について

① 基本的な考え方

- ・本市では、これまで共に学び、共に育ち、共に生きるを基本とした特別支援教育を推進してきており、今後も引き続き推進していく。
- ・今後も、障がいのある児童生徒の就学については、就学相談を通じ、子どもの障がいの程度や状況、子どもや保護者の意向を聴いて、それを踏まえ、丁寧な対応を行っていく。
- ・東京都区部では、特別支援学級がすべての小中学校で設置されていない。特別支援学級は、区内の一部の学校に設置されており、特別支援学級に就学を希望される児童生徒は、学校選択制の対象とせず、就学相談において、児童生徒にとって、どのような就学先が望ましいか意向を確認し、特別支援学級が設置されている学校に就学している。
また、就学相談の結果、通学区域内の小中学校の通常学級に就学する場合は必ず就学できるとし、通学区域外の小中学校の通常学級に就学を希望する場合は、通学区域外の学校選択制の希望調査期間中に選択希望の申請を行っている。
- ・本市では、ほとんどの学校に特別支援学級が設置されている。障がいのある児童生徒については、通学区域の学校が窓口となって、就学相談を行っており、子どもの障がいの程度や状況、子どもや保護者の意向を聴いて、丁寧に対応している。原則、通学区域の学校に就学しているが、やむをえない事情がある場合に指定外就学を認めている。
- ・障がいのある児童生徒の保護者の一部から、特別支援学級の教育活動の内容で選択させてほしいという声がある。

【障がいのある児童生徒の就学に関する主な意見】

- ・障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ教育を受けることが原則であり、健常児と同様に学習の権利を保障するというこ

とが大切である。

- ・保護者の間では、「地域で共に学ばせたい」、「学校によって取組が違うので、熱心な先生がいる学校に行かせたい」、また、「同じ障がいのある子どもと同じ学校に行かせたい」という声がある。
 - ・障がいのある子どもやその保護者には、選択の自由を最も広く認めることが適当ではないかという意見があり、指定外就学との関係を改めて確認するべきである。
 - ・現在の就学相談で、子どもや保護者の障がいの状況や意向を聴いて、例えば、隣の学校を見に行きたいという希望があれば、隣の学校に話をし、直接指導をしているところを見に行ってもらったりしているなど、丁寧に対応しているので、「あらかじめ保護者の意見を聴く」という今のやり方を充実させていけば良い。
 - ・小学校の特別支援学級に在籍している児童の保護者は、中学校に進学する時に、事前に学校に来られて、特別支援学級の位置や教育内容などについて、いろいろ調べてから中学校に進学しているので、実質、学校を選択されているケースがある。
 - ・受け入れについては、夏に次年度に向けて、何クラスが必要で、どういう対応が必要なのか、施設設備や人的配置も含め、考えていくが、自由に選択できるようになった場合、子どものニーズに合うような教育を提供したいが受け入れる側の準備が間に合うかどうか心配である。
 - ・スケジュールとしては、今よりも少し早めていく必要がある。スケジュールが早まる場合、健常児の友人と、学校選択の時期が異なることになり、一緒の学校を選択できるのかどうか不安であるという意見がある。
 - ・学力テストの結果が開示されるなどにより、学力面を重視した選択傾向が強まれば、障がいのある子どもが疎外される雰囲気生まれるのではないかと不安であるという意見も出されたが、本市は、学校別の学力テストの結果は開示しない方針なので、障がいのある児童生徒が排除されるということにはつながらないという意見がある。また、「学校案内」等で情報提供する際に、学力偏重にならないよう配慮するべきであるとの意見も出された。
 - ・障がいがある、無いではなく、健常児と自然に遊んでいる姿を見れば、やはり共に学ぶ、共に育つというのが先ず基本であると感じる。
- ・長期の通院加療やいじめ等、心身的な事情等により特に教育的配慮を要する児童生徒についても、できるだけ早い時期から、個別に相談を

受け、子ども本人の心身の状況等や本人及び保護者の意向を踏まえ、個々のケースに丁寧に対応していく必要がある。

② 学校選択制による選択について

- ・早い時期から個々に就学相談を行い、例えば、エレベータやスロープなど、近隣の学校の学校施設の状況も見てもらうなど、これからも丁寧な対応を行う必要がある。
- ・熟議では、学校選択制にあっても、障がいのある児童生徒を優先して考えることが大切であるとの意見が出された。学校選択制を実施する場合、就学相談等の現行のスケジュールを早めるなど工夫をする必要がある。
- ・学校選択については、通常学級とは別に受け入れについて算定する必要があるが、先ず特別支援学級の見込みを算定したうえで、通常学級の受け入れについて算定する必要がある。
- ・多数の希望が集中した場合に、通常学級と同様に抽選で決めるのか、あるいは、必要性について、個々に判断する必要がある。

③ 指定外就学について

- ・早い時期から個々に就学相談を行い、近隣の学校も含め学校施設を見てもらうなど、これからも丁寧な対応を行う必要がある。就学相談等、現行のスケジュールを早めていく必要がある。
- ・就学相談を通じ、子どもの障がいの程度や状況、子どもや保護者の意向を聴いて、それを踏まえて就学する学校を決めていく。通学区域以外の学校に就学するとなれば、指定外就学の基準には、現在、特別支援学級に入級する児童生徒という基準があるので、その基準の運用を弾力化することで、対応する。
- ・多数の希望が集中した時に、指定外就学の必要性で個々に判断するのか、あるいは抽選で決めるのか。

早い時期から、就学相談を通じ、障がいのある児童生徒や保護者の意向を聴いて、その意向を踏まえ、丁寧に対応し、就学校を指定する必要があると考える。

④ 心身的な事情等により特に教育的配慮を要する児童生徒について

- ・長期の通院加療やいじめ等、心身的な事情等により特に教育的配慮を要する児童生徒については、従来より個々のケースに丁寧に対応して

おり、現在も必要に応じて指定外就学により対応している。

- ・できるだけ早い時期から、個別に相談を受け、子ども本人の心身の状況や本人及び保護者の意向を聴き、学校選択制で優先扱いとする方法や指定外就学による対応のいずれにおいても、個々のケースに応じた丁寧な対応を行う必要がある。

(6) 変則的な通学区域（区を跨る通学区域等）について

- ・区（A区とB区）を跨る通学区域については、関係区、教育委員会で協議する。
 - ・学校選択の選択範囲は、当面、同一行政区内とするという考え方から、基本の考え方としては、一つの通学区域内のA区の児童生徒は、A区のルール、B区の児童生徒は、B区のルールに則る。
- ① A区、B区ともに学校選択制を実施する場合
- ・それぞれの区の学校選択のルールに則り、A区の児童生徒は、A区内の学校を、B区の児童生徒は、B区内の学校を希望選択できる。
 - ・なお、区を跨って学校選択をしたいという要望がある場合は、A区、B区、教育委員会で協議、検討を行う必要がある。
- ② A区は、学校選択制を実施し、B区は実施しない（指定外就学の基準の拡大）場合
- ・A区の児童生徒は、A区の学校選択のルールに則り、A区内の学校を希望選択できる。B区の児童生徒は、指定校へ就学するが、指定外就学の基準に該当する場合は、申請の上、校区外の学校に就学ができる。
- ③ A区、B区ともに学校選択制は、実施しない（指定外就学の基準の拡大）場合
- ・A区、B区の児童生徒ともに、指定校へ就学する。指定外就学の基準に該当する場合は、申請の上、校区外の学校に就学ができる。

(7) 他の市（守口市、門真市、大東市など）との区域外就学について

- ・通学上の安全等の理由により、隣接する他の市と当該区との協議により、守口市や門真市、大東市の児童生徒が、少人数ではあるが、区域外就学により本市の小中学校に就学している。
- ・もし見直しする必要性があれば、他市と当該区との協議が必要となるが、今後も、区域外就学の必要性が認められる場合は、他市の該当する児童生徒は、これまでと同様の扱いとするべきである。

(8) 通学区域（校区）の変更との関係

- ・変則的な通学区域については、学校選択制を実施する前に見直しを行い、

通学区域の変更を行うことも考えられる。

- 学校選択制を実施する場合は、通学区域が変更になれば、それに伴って、変更した通学区域の学校の受け入れ人数の設定に影響があり、保護者の学校選択の範囲が変わるため、変更の時期を制約する必要がある。例えば、平成 26 年度の通学区域は、前年の平成 25 年度当初には確定させて、各学校の受け入れ人数の算定しなければならない。従って、平成 25 年度以降は、平成 27 年 4 月以降の通学区域の変更は可能であるが、平成 26 年度の通学区域（校区）の変更はできないとする必要がある。

8 区長による保護者を中心とした区民の意見集約について

熟議の内容を踏まえて、区長が保護者を中心とした区民の意見を取りまとめるにあたって、区長にお願いしたいこととして述べられた意見は次のとおりである。

- ・各区の子どもの最善の利益のため、区の就学制度をどのように改善していくのか、保護者を中心とした区民に、学校選択制、指定外就学の制度の内容や相違点について、広く周知を行い、丁寧な、わかりやすい説明をしてほしい。
- ・区の方針案を策定するにあたって、期限をきらず、議論、検討する時間をとってほしい。
- ・区における議論で、保護者、地域、学校関係者など、様々な立場の方で議論する手法も考えられるので、採り入れてほしい。

また、区長の役割については、次のような意見が述べられた。

- ・区長は、区民の近くにおいて、意見を聴く立場である。学校の教育力、家庭の教育力、地域の教育力、それぞれをコーディネートして、区の教育を全体的に高めていく役割を担っている。

【参考：平成 26 年度より学校選択制を実施する場合、平成 25 年度以降の想定スケジュール（予定）】

- ・平成 25 年 4 月～ 保護者への周知、各学校の受け入れ人数の調査等、準備作業を行う。
↓
- ・平成 25 年秋～ 学校選択の希望調査等
↓
- ・平成 26 年 1 月 就学通知の送付
- ・平成 26 年 1 月～ 指定外就学の申請許可
↓
- ・平成 26 年 4 月 入学

終わりに

- ・私たちは、熟議の委員として、4月下旬より9月にかけて、学校選択制や指定外就学など、本市の就学制度の改善の手法について、5か月間で計13回、議論を行ってきました。
- ・熟議では、本市の小中学校に就学する子どもたちの最善の利益を図るため、通学上の安全に配慮する他、障がいのある子ども、いじめ等その他家庭的な事情等により課題があり、特に教育的配慮を要する子どもたちについて配慮しながら、子どもや保護者の意向に応え、学校教育の活性化を図る観点から、本市の実情に即した就学制度の改善を図っていくことが重要であると考えました。
- ・学校選択制、指定外就学の基準の拡大、調整区域といった就学制度の手法について、本市の地域の実情からどのような制度内容がよいのか、どのようなメリットが期待できるのか、またどのような課題や影響が生じると考えられるのか、さらにこれらの課題に対してどのように対応すればよいのかなどについて、様々な立場から意見を交わし、熟慮と議論を重ねてきました。
- ・この度、熟議での議論の内容をとりまとめ、それぞれの手法ごとにメリットや課題も含め整理しましたので、報告書として、教育委員会に提出します。
- ・この報告書の内容を踏まえて、教育委員会事務局が、就学校の指定制度の各手法について素案を作成し、教育委員会会議での審議を行ったうえで、各区長に示されると聞いております。
- ・先ず、教育委員会には、この報告書の内容を踏まえ、子どもたちの最善の利益を図るため、例えば、障がいのある子ども、いじめ等その他家庭的な事情等により課題があり、特に教育的配慮を要する子どもたちについて配慮しながら、子どもや保護者の意向に応え、学校教育の活性化を図る観点から、本市の実情に即した改善の手法案の作成をお願いします。
- ・次に各区長におかれましては、この報告書や教育委員会で作成する案で述べられる就学制度の手法、主に学校選択制と指定外就学の基準について、制度の利用者である子どもや保護者の方に広く周知し、十分な理解を得ることに努めていただくことをお願いします。そのうえで、各区の子どもたちの最善の利益のため、区の就学制度をどのように改善していくのかについて、保護者の方を中心に、学校を支えている地域の方も含め広く区民の意見を集約していただきたいと考えています。
- ・私たちが熟議で行った議論の内容を、各区の実情や区民の意向に即した就学制度の改善に役立てていただくことを要望いたします。

平成24年9月27日
熟議「学校選択制」委員一同